

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可申請及び核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年11月6日(金) 10:00~12:10

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、堀内安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部 部長 他4名

安全・核セキュリティ統括部 品質保証課長 他3名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)より、平成30年9月28日付けで申請(令和元年8月9日、令和2年1月16日及び令和2年7月15日付けで一部補正)のあった加工の事業に係る廃止措置計画認可申請、令和2年10月21日付けで申請のあった核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請について、資料に基づき以下の説明があった。

○加工の事業に係る廃止措置計画認可申請について

・令和2年3月27日の「第16回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合」での指摘を踏まえ、主に以下のような補正を行っている。

✓核燃料物質の譲渡しについて、当初は譲渡し先の決定を待つことなく、酸化物への転換の方法等を検討する方針としていたが、令和2年3月18日の「第72回原子力規制委員会」での指摘を踏まえ、酸化物への転換を行わず、譲渡に必要な条件に合致した原子力事業者にUF₆の状態での譲渡しを行う方針とすることを明確にした。

✓「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の改正を踏まえ、「性能維持施設」、「性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」、「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の内容を追加した。

○核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請について

・申請中の廃止措置計画に定める廃止措置を実施するために必要な保安上の措置について変更する。

✓廃止措置段階の保安活動に関する規定であることを明確化する。

- ✓ 保安管理体制について、廃止措置段階の保安活動を行う職務の内容へ変更する。
- ✓ 廃止措置の管理について、廃止措置の実施計画の策定に関する事項、供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置に関する事項を追加する。
- ✓ 保守管理について、性能維持施設を対象として、施設管理実施計画等の策定、定期事業者検査の実施等の保全活動の実施を明確化する。
- ・「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」の一部改正が、令和3年4月1日から施行されることに伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更する。

(2) 原子力規制庁から、説明に対する事実確認を行うとともに以下の点について伝えた。

- 本日説明を受けた廃止措置計画認可申請及び核燃料物質加工施設保安規定変更認可申請の申請内容については、今後審査会合にて説明するよう準備を進めること。

(3) 原子力機構から、承知した旨の発言があった。

6. 資料

- ・加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書の一部補正の概要について
- ・廃止措置へ移行する加工施設保安規定の変更について

以上